

日医発第 2070 号（地域）
令和 5 年 2 月 2 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事
黒瀬 巖
（公印省略）

厚生労働省委託事業「訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する説明会
（第6回）のご案内」につきまして

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より本会宛に、標記の説明会につき
情報提供がございました。

訪日外国人の医療費未払いに関する医療機関の情報登録につきましては、「訪日外国人受入の
再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備等について（周知・協力依頼）並びに訪日
外国人受診者の医療費不払いに対する予防策について（周知・協力依頼）」（令和4年10月17
日付、日医発第1408号）においてご案内しているところです。

今般、医療機関向けにこれらの仕組みと登録システム「訪日外国人受診者医療費未払情報
報告システム」のデモを実施する説明会（第6回）がWEBで開催されることとなりました。
前回の説明会につきましては、令和4年11月28日付、日医発第1666号の文書にてご案内してお
ります。

日時は、令和5年2月17日（金）16：00～16：40です。

お申し込みは、下記URLまたは2次元バーコードよりお願い致します。

定員は、5,000名とされています。

<https://forms.office.com/e/6EN9GXXTpC>



お申し込みに当たっては、組織形態、所属先、所属部署、役職、連絡先電話番号、質問事
項を入力することとなります。

締切は、令和5年2月16日（木）正午です。

併せて、本報告システムへご登録いただけるよう、医療機関番号（10桁）と報告システム
の管理者となる方のお名前・電話番号・メールアドレスをご準備いただきますようお願い致
します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の
郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますよう何卒よろし
くお願い申し上げます。

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する 説明会（第6回）のご案内

令和3年5月10日より、一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を保険医療機関より収集する仕組みの運用が開始されています。収集された情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。詳細は下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

このたび、本仕組みに関連する医療機関向け説明会をオンライン形式で開催致します。なお、令和4年10月11日より登録スキームが変更となっております。以前ご参加いただいた方が再度ご参加いただくことも可能ですので、下記要領をご確認の上、是非ご参加ください。

対象者

全国の保険医療機関

開催日時

令和5年2月17日
(金曜日)
16:00～16:40

説明会の内容

- ◆ 本仕組みの趣旨・変更点（16：00～16：10）
- ◆ 訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの使用法（16：10～16：22）
- ◆ 質疑応答（16：22～16：30）
- ◆ 医療機関登録のデモ（16：30～16：40）

説明会の最後に報告システムへの医療機関登録のデモを実施いたします。そちらをご覧いただきながら、実際に報告システムにご登録いただけるよう、医療機関番号（10桁）と報告システムの管理者となる方のお名前・電話番号・メールアドレスを予めご準備いただきますよう、お願い申し上げます（医療機関番号・管理者については上記URLよりマニュアルをご参考ください）。

お申し込み方法

以下の①～④を申込フォームにご記入ください

【申込フォームURL】※右のQRコードからもお申し込みいただけます

<https://forms.office.com/e/6EN9GXXTpC>

【申込期限】令和5年2月16日（木）正午

【定員】5,000人



- ① 組織形態・所属先・所属部署・役職
- ② 連絡先電話番号
- ③ Zoomウェビナーのリンク送信先メールアドレス

- ④ 質問事項
訪日外国人受診者医療費未払情報の報告の仕組みやシステムに関するご質問があれば、ご記載ください。説明会当日に回答いたしますが、全ての質問に回答できない場合がありますので、予めご了承ください

【お問合せ先】厚生労働省 訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

Email: unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp

TEL: 090-9838-4679 / 070-1736-4323（平日9:00-17:00）

※本事務局は厚生労働省の委託を受けて、有限責任監査法人トーマツが行っています